

「令和 8 年度群馬県デジタルミュージアム事業」実施運営業務委託仕様書

1 業務の名称

「令和 8 年度群馬県デジタルミュージアム事業」実施運営業務

2 事業趣旨

本県の博物館等の収蔵品は、それ自体が十分な歴史的・文化的価値をもつものであるが、これらの収蔵品をデジタル技術を用いて活用し、幅広い世代が収蔵品に触れる機会を創出するとともに、その価値や魅力を効果的に発信することで、県立博物館等への新たな来館者層の獲得や再来館の促進を図り、来館者数の増加につなげる。

3 事業概要

(1)内容

①集客地での展示

集客地において、令和 5 年度～令和 7 年度群馬県デジタルミュージアム事業にて作成した MR 用コンテンツを用いて、MR デバイスを活用した展示を行い、本県文化資産の魅力を発信する。

②効果検証

①の事業を実施した結果の効果検証を行う。

③令和 9 年度以降の事業提言書作成

令和 9 年度以降の事業運営及び活用促進の方向性に関する提言書を作成する。

(2)日時

①集客地での展示

・県内イオン（令和 8 年 1 1 月 5 日～令和 8 年 1 1 月 9 日のうち 1 日）

・その他集客地（令和 8 年 1 0 月～令和 9 年 3 月）

※県内イオン及びその他集客地での展示で合計 6 日以上実施するものとする。

※県内イオンでの展示については、関係者との調整状況その他の事情により、中止となる場合もある。

※その他集客地については、多くの来場者が見込める土曜日・日曜日・祝日で委託事業者からの提案により、群馬県と協議のうえ、決定するものとする。

※想定時期：秋～冬期休暇期間等、多くの観覧者が見込める時期。

※その他集客地での展示については、別途設置・撤収に係る期間を設ける。

②効果検証

契約締結日～展示終了までの期間。

③令和 9 年度以降の事業提言書作成

契約締結日～すべての展示が終了した後、県が指定する日まで。

(3)場所

①集客地での展示

- ・県内イオン
- ・その他集客地

※想定場所：ショッピングモール、道の駅、駅、商店街、公園、公民館・地域施設、学校、図書館、イベント会場、観光地、博物館・美術館等

※その他集客地での展示実施場所及び展示実施個所数については、委託事業者からの提案により、群馬県と協議のうえ、決定するものとする。

※令和9年度以降の事業提言書の策定を見据え、今後の事業展開に必要な会場及び実施環境を検討し、提案すること。

②効果検証

①の各事業実施場所

4 委託内容

- ・事業実施にあたり、以下の業務を行う。

(1)各事業の企画・設営・運営

以下により実施すること。

①実施要件

【全体】

- ・事業内容の制作、企画立案、調整。
- ・群馬県、各施設関係者及び会場との連絡調整。
- ・実施状況、観客動員数等の利用状況、広報に関する状況の報告。
- ・自然災害等、不可抗力により事業の内容変更や中止が決定した場合についての費用負担は、協議のうえ部分払いとする。

【集客地での展示】

- ・展示内容の制作、企画立案、調整。
 - ※展示内容については、県及び各施設と調整し決定する。
 - ※令和5年度～令和7年度群馬県デジタルミュージアム事業にて作成した展示用コンテンツを最大限活用すること。
- ・展示会場の設営（展示に必要な備品の手配も含む）、運営、関係者との調整。
 - ※会場利用料は、イオンでの展示は無料。その他委託事業者からの提案による展示場所は、必要な費用を積算し、設営にかかる備品等の費用を含め計上するものとする。
- ・展示当日の運営、進行管理、受付案内、会場整理、誘導。
 - ※展示に係る観覧料は無料とする。

- ・混雑防止の対策をすること。・展示実施中の記録（映像・写真・観覧者数）及び県への提出。

- ・著作権使用料等に関すること。

【効果検証】

- ・各事業の実施件数、期間、観覧者数を報告する。

- ・観覧者へ展示に関するアンケートを実施する。

- ※アンケート内容は県と調整し、県民幸福度を計測する内容とする。

- ・各事業での実施効果について、定量的・定性的の両面から分析した結果をレポートとして県へ提出する。

②情報・素材提供等

- ・県が報道機関等へ告知を行う際に、情報や素材の提供など、資料作成に協力すること。

③広報業務

- ・本事業を幅広く周知し、観覧者や参加者を効果的に集客する広報計画を実施すること。

- ・展示の世界観が分かるキービジュアルを制作する。

④会場レイアウト、装飾、設営等

- ・事業を開催するために会場のレイアウト、装飾等を企画し、パース図により県と協議の上、決定すること。

⑤スケジュール設定

- ・上記①から④で決定した事項を踏まえ、事業実施日までのスケジュール及び当日のスケジュールを県と協議の上、設定すること。

⑥管理

- ・上記①から⑤で決定した事項を踏まえ、決定及び契約期間中の各種調整等を行うこと。なお、個人情報を収集する際は、所要の手続きを踏むこと。

⑦事務局運営

ア 進行管理

事前準備から事後処理までの各プロセスが滞りなく行われるよう、進捗管理を行うこと。また、事業の準備から当日運営までの業務マニュアルや進行台本を作成し、関係者と共有すること。

イ 業務スタッフ配置

必要に応じて、誘導や受付スタッフを配置すること。

ウ 保険

不慮の事故等に備え、イベント保険等に加入すること。

⑧会場等の予約・代金の支払い

- ・県内イオン以外の展示実施場所の予約及び使用料の支払いは受託業者にて行

うものとする。

- ・その他、本事業に係る経費一切は本業務委託に含むものとし、施設管理者等と調整の上、支払い等を行うこと。

(2) 令和9年度以降の事業提言書作成

事業実績について分析及び評価を行い、その成果及び課題を整理するとともに、令和9年度以降の事業運営及び活用促進の方向性に関する提言書を作成すること。
なお、令和8年度事業については、本業務委託による実施事業のほか、県が直営で実施する関連事業を含めて分析及び評価を行うものとする。
※効果検証のレポートとは別で提出すること。

5 成果目標

- (1) 来場者数 1,500 人

6 添付資料等

令和8年度群馬県デジタルミュージアム事業実施内容、令和5～令和7年度群馬県デジタルミュージアム事業実績、令和5年度～令和7年度群馬県デジタルミュージアム事業成果物一覧

7 契約期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

8 留意事項

(1) 秘密の保持

- ①本業務に関し、受託者が県や各施設から受領又は閲覧した資料等は、県や各施設の了解なく公表又は使用してはならない。
- ②受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）、群馬県個人情報保護条例（平成十二年六月十四日条例第八十五号）等の関係法令を遵守しなければならない。

(3) 著作権の帰属

本委託事業で作成された成果品に関する全ての権利（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利。）は、県に帰属する。

(4) 検査の実施

適正な経理が行われていることを確認するため、中間検査及び完了検査、事業終了後の事務監査等（国の会計実地検査を含む）を行う場合がある。

(5) その他

この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度県と協議の上、処理することとする。